

重大な自転車事故多発

マナー違反ではすまされない 多額の賠償金や実刑判決も!

自転車加害事故の高額損害賠償事故例

事故例 1 信号無視で歩行者に衝突、死亡させる。

賠償金 5,400万円



※自転車運転者は重過失致死罪の実刑判決

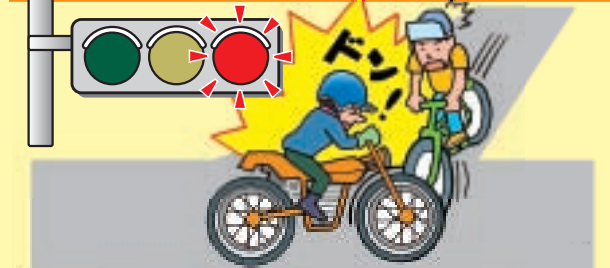
事故例 2 道路の右側を二人乗りでスピードを出しすぎて、自転車と衝突、死亡させる。

賠償金 3,400万円



事故例 3 信号無視で交差点に進入。バイクと衝突し死亡させる。

賠償金 4,000万円



※加害者の高校生は、家庭裁判所から、保護処分を受ける。

事故例 4 夜、無灯火で携帯電話を操作し、歩行者と衝突。被害者には重大な障害が残る。

賠償金 5,000万円



ルール違反は事故のもと

警視庁が行った意識調査によると「車道の右側通行」や「一時不停止」といったルール違反を「時々ある」「よくある」と回答した自転車利用者は4割以上にのぼりました。交通ルールを

守らない理由として「ルール・マナーをよく知らない」の回答が最も多い結果となりました。また、「事故にさえあわなければ

いい」「急いでいる」「みんなもしている」といった回答も多く、自転車運転者の危険意識の低さが信号無視やスピードの出しすぎ、前方不注意、右側通行などの危険走行による重大な事故を招いているともいえます。

自転車の交通ルール

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- 安全ルールを守る
- 飲酒運転・二人乗り・併進の禁止、夜間はライトを点灯
- 交差点では信号を遵守し一時停止・安全確認を徹底
- こどもはヘルメットを着用

街頭でルール・マナー啓発活動

区では、午前8時から午後5時まで、自転車利用者の多い駅前や交通事故多発地点を中心に自転車安全利用指導員を配置し、リーフレットを配布して、安全を呼びかけるとともに、違反者への注意・指導を行っています。

自転車の保険に加入しましょう

自転車での加害事故により、万が一莫大な賠償を求められた場合に備えて保険に加入しておくことが安心です。自転車に乗る本人が運転中にけが等をした場合に保険金が支払われる「傷害保険」と、賠償を求められたときに保険金が支払われる「個人賠償責任保険」があります。自動車保険や火災保険に特約として

店名	所在地	TEL
(株)シラカワ・サービス	森下1-16-11	3631-7580
信興産業	白河3-3-14	3641-6478
(有)葵ホンダ	永代2-31-9	3630-1882
自転車やりりんりん門前仲町店	冬木15-9	5639-9211
(有)タツミサイクル	辰巳1-2-9-106	3521-3006
自転車やりりんりん亀戸店	亀戸6-55-17	5836-1901
サイクルセンターニシヤマ	大島4-1-7-107	3638-1974
(有)和光輪業商会	大島5-6-12	3681-9221
サイクルショップりんりん大島	大島6-1-2-108	3638-6565
佐藤自転車店	大島8-42-10	3682-2729
玉田輪店	東砂4-22-8	3644-7737

☎(3647)4784

交通安全対策課

☎(3647)4784

児童・幼児用自転車ヘルメット購入あっせん

区ではこどもの安全確保を推進するため、区内の自転車販売店に協力いただき、購入のあっせんを行っています。店舗により店頭価格からの割引、ポイントの付与などの特典が受けられます。

☎(3646)4076

交通事故でお困りの時は

区では交通事故や交通問題に関して専門相談を行っています。

交通安全相談所

☎(3646)4076

今号の主な内容

[2面] 三税共同申告相談会 [3面] 中小企業融資制度4月から利率引き下げ [4面] 食品中・土壌中の放射性物質の検査結果 [5面] 区民保養施設利用案内 [7面] 江東区職員募集(看護師)、都営住宅の入居者募集

長期計画 区民アンケートにご協力を 20歳以上の区民3,000人に 調査票を送付

区では、平成22～31年度までの10か年における江東区のまちづくりと区政運営の具体的指針となる「江東区長期計画」を平成22年3月に策定しました。計画では、教育や福祉、環境などの各施策における目標の達成度を設定し、計画の進捗よく状況を数値で把握することで、区の現状が目標に向かって進んでいるか評価を行って進んでいます。この成果指標の現状値を把握するた

め、区民の皆さんの意識や生活実態について、アンケート調査を行います。
20歳以上の区民の中から、無作為に抽出した3,000人の方に、1月18日に調査票を郵送しました。2月8日(金)までに同封の封筒でご返送ください。なお、本調査は区が委託した調査機関が実施しています。

企画課企画担当

☎(3647)9168

国税 都税 三税共同申告相談会 区税 税理士による無料申告相談会

三税共同申告相談会

税務署・都税事務所・区役所では、次の日程で所得税・個人事業者の消費税、個人事業税および住民税の共同申告相談会を開催します。当日は申告書作成のアドバイスや申告書の受付も行います。

ただし、譲渡所得や複雑な内容の相談はご遠慮ください。

時 2月5日(火)・6日(水)

午前9時30分～11時30分、午後1時～4時 場 小松橋区民館5階タウンホール(扇橋2-1-15)

江東区西税務署(猿江2-16-12) ☎(3633)6211 江東区東税務署(亀戸2-17

18) ☎(3685)6311 中央都税事務所(中央区新富2-6-1) ☎(3553)2157

区課税課 ☎(3647)8001, 2

・8004

e-Taxなら自宅のパソコンから24時間申告が可能です! ※3月15日(金)まで(メンテナンス時間を除く)

税理士による無料申告相談

税理士が確定申告の相談と作成のアドバイスを行います。ただし、譲渡所得や複雑な内容の相談はご遠慮ください。混雑する場合は、受付を早めに締め切る場合があります。

区民交通傷害保険のご利用を 平成25年度加入者募集 2/1(金)

この保険は、小額の保険料で加入でき、交通事故だけがをしときに、入院や通院治療期間と治療実日数に応じて保険金をお支払いする制度です。万が一に備え、ご家族や団体でご加入ください。4月1日以降の、年度途中での加入申込はできませんので、ご注意ください。

また、同時加入者に限り、自転車運転中に相手にけがをさせた場合などが対象の「自転車賠償責任プラン」も併せて募集します。昨今の自転車事故の増加

に備え、ぜひご加入をお勧めします。※自転車賠償責任プランのみの加入はできません。詳細は問い合わせ先までご連絡ください。

【保険期間】平成25年4月1日(月)午前0時～平成26年3月31日(月)午後12時までの1年間

【加入できる方】保険責任開始時点(4月1日現在)で、区内に住所のある方

【コースの種類と保険料】左表のとおり※複数のコースへの加入はできません。

【加入方法】○個人加入2月1日(金)から、各窓口(地域振興課、各出張所、図書館、文化センター、区内金融機関

館、文化センター、区内金融機関

に備え、ぜひご加入をお勧めします。※自転車賠償責任プランのみの加入はできません。詳細は問い合わせ先までご連絡ください。

【加入できる方】保険責任開始時点(4月1日現在)で、区内に住所のある方

【コースの種類と保険料】左表のとおり※複数のコースへの加入はできません。

【加入方法】○個人加入2月1日(金)から、各窓口(地域振興課、各出張所、図書館、文化センター、区内金融機関

館、文化センター、区内金融機関

に備え、ぜひご加入をお勧めします。※自転車賠償責任プランのみの加入はできません。詳細は問い合わせ先までご連絡ください。

【加入できる方】保険責任開始時点(4月1日現在)で、区内に住所のある方

【コースの種類と保険料】左表のとおり※複数のコースへの加入はできません。

【加入方法】○個人加入2月1日(金)から、各窓口(地域振興課、各出張所、図書館、文化センター、区内金融機関

館、文化センター、区内金融機関

に備え、ぜひご加入をお勧めします。※自転車賠償責任プランのみの加入はできません。詳細は問い合わせ先までご連絡ください。

【加入できる方】保険責任開始時点(4月1日現在)で、区内に住所のある方

【コースの種類と保険料】左表のとおり※複数のコースへの加入はできません。

【加入方法】○個人加入2月1日(金)から、各窓口(地域振興課、各出張所、図書館、文化センター、区内金融機関

館、文化センター、区内金融機関

に備え、ぜひご加入をお勧めします。※自転車賠償責任プランのみの加入はできません。詳細は問い合わせ先までご連絡ください。

【加入できる方】保険責任開始時点(4月1日現在)で、区内に住所のある方

【コースの種類と保険料】左表のとおり※複数のコースへの加入はできません。

【加入方法】○個人加入2月1日(金)から、各窓口(地域振興課、各出張所、図書館、文化センター、区内金融機関

館、文化センター、区内金融機関

に備え、ぜひご加入をお勧めします。※自転車賠償責任プランのみの加入はできません。詳細は問い合わせ先までご連絡ください。

【加入できる方】保険責任開始時点(4月1日現在)で、区内に住所のある方

【コースの種類と保険料】左表のとおり※複数のコースへの加入はできません。

開催日	時間	会場	担当
1/31(木)、2/7(木)・8(金)・14(木)	9:30～12:00 (受付11:30まで)	富岡区民館3階ホール(富岡1-16-12)	東京税理士会 江東西支部 ☎3633-3585
2/1(金)・4(月)・12(火)・13(水)		豊洲文化センター1階第5・6会議室(豊洲2-2-18)	
2/7(木)・8(金)	13:00～16:00 (受付15:30まで)	総合区民センター6階サブ・レクホール(大島4-5-1)	東京税理士会 江東東支部 ☎3681-3722
2/13(水)・14(木)・15(金)	砂町文化センター3階第2研修室(北砂5-1-7)		
2/18(月)～3/15(金) (土・日曜を除く)	9:00～16:30	江東区役所2階区民ホール臨時窓口	東京税理士会 江東西・東支部

会場へは公共交通機関をご利用ください

(SJ12-07875 平成24年11月5日作成)

コース	補償内容	年額保険料	最高保険金額
A	区民交通傷害Aコース	800円	150万円
B	区民交通傷害Bコース	1400円	350万円
C	区民交通傷害Cコース	2600円	600万円
AJ	区民交通傷害Aコース+自転車賠償プラン	1100円	150万円(交通傷害)+1000万円(自転車賠償)
BJ	区民交通傷害Bコース+自転車賠償プラン	1700円	350万円(交通傷害)+1000万円(自転車賠償)
CJ	区民交通傷害Cコース+自転車賠償プラン	2900円	600万円(交通傷害)+1000万円(自転車賠償)

関)にある申込書に必要事項を記入し、保険料を添えて次の窓口にお申し込みください。

【甲】地域振興課窓口(区役所4階26番) または区内金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行、郵便局)窓口

※出張所、図書館、文化センターは、申込書の配布のみで受付は行っていません。

【乙】3月22日(金)(地域振興課窓口のみ3月29日(金)まで可)

※区役所窓口は混雑が予想されますので、金融機関等のご利用をお勧めします。

※平成24年度に加入されていた方には、1月下旬に、更新手続きのご案内を送付します。

○団体加入町会・自治会・サークル等、加入者10人以上で団体加入扱いとなります。団体内での申込書等の取りまとめや集計・集金をお願いしますが、保険料の8%が事務手数料として還元されます。2月1日(金)から受け付けます。

【甲】地域振興課窓口※団体加入は金融機関では受け付けていません。

【乙】3月8日(金)

【丙】保険金の請求方法万一、交通事故にあったときの保険金の請求は、取扱保険会社に直接請求してください。

【丁】事故連絡先(株)損害保険ジャパン

※事故サポートデスクフリーダイヤル(24時間365日)

☎0120(727)110

本店火災新種サービスセンター

部団体第二SC課(平日午前9

時～午後5時まで)

☎050(3798)0524

【引受保険会社】(株)損害保険ジャパン

東京公務開発部営業開発課

新宿区西新宿1-26-12

☎(3349)6018

【甲】地域振興課地域振興係

☎(3647)4962

家庭用消火器のあっせん

初期消火で火災の被害を最小限に

区では、火災の初期消火に効果的な家庭用消火器の購入および薬剤詰替の、あっせんを行っています(製造年から8年以上経過した粉末消火器は薬剤詰替ができない場合があります)。また、強化液消火器の薬剤詰替はできません※区指定の消火器業者を装った悪質な訪問販売業者には十分ご注意ください。

【甲】区内在住の世帯主(事業所等の申込は不可)【数量】あっせん品目を問わず1世帯に1本まで【納品】申込受付後、納品業者・納品期日等を郵送でお知らせします。納品時は、指定業者が持参する委任状に捺印してください。なお、申込後、納品までに1か月程度かかります。

【乙】防犯課災害対策係(区役所隣防災センター4階1番)に電話または窓口で ☎(3647)9587

※古い消火器の引き取りのみをご希望の場合は、東京都消防設備協同組合第15支部までご相談ください。 ☎(3631)1746



消火器あっせん価格(消費税含む)

	消火器購入		薬剤詰替		
	強化液	粉末	粉末	粉末	
	1リットル	1.5kg	3.0kg	1.5kg	3.0kg
協定価格	6,800円	6,065円	8,375円	3,276円	5,386円
区助成額	1,400円	1,300円	1,500円	820円	1,030円
あっせん価格	5,400円	4,765円	6,875円	2,456円	4,356円

※品物と引き換えにあっせん価格をお支払いください。

1月の我が家の防災チェック

ラジオの必要性を確認しよう!

大地震が発生した時は、「地震の規模」「被害状況」「二次災害の心配」等、入手したい情報はたくさんあるはず。そんな時、活躍するのがラジオです。停電時でも使用でき、避難する際に持ち運びもできる携帯ラジオはとても重要な道具となります。被災した際に情報がなく、不安が高まります。正しい情報入手し、正しい行動をとることによって助かる命があります。ぜひ、各家庭に1台はラジオを備えましょう。 防 災課災害対策係 ☎3647-9587



中小企業融資制度

4月から利率を引き下げ

区では、中小企業の方が事業資金を低金利で借り入れができるように、金融機関と東京信用保証協会の協力を得ながら、融資のあつせんをしています。このたび、4月申し込み分から融資利率および利子補助率を次のとおり引き下げます。詳細はお問い合わせください。

引き下げ例 運転資金・利率(年) 現行2.2%を1.9%、利子補助率現行1.0%を0.8%、自己負担率は現行1.2%から1.1%となります。

☎(3647)2331

平成24年度 江東区中小企業新製品・新技術開発補助決定

医療用非接触放射式体温計など6件

区では、区内中小企業の技術開発力の向上を促進し、新たな都市型産業の育成を図ること等を目的として、中小企業が行う新製品・新技術に関する研究開発に対して、経費の一部を補助しています。専門機関による書類審査および面接審査の結果、

今年度は次の6件が補助の対象に決定しました。

「医療用非接触放射式体温計」 人体の額表面から放出される赤外線エネルギーをセンサーにより計測するため、人体に接触せず体温を1秒で連続して計ることができると体温計の開発です。

「フェイスプレイトール国内自産システム」 マネキンなどのフェイスプレイトール製造において、金型材を複合材料に変更することで、機械成形用金型のローコスト化技術の実用化と自社一貫生産体制を構築する開発です。

第4回区議会定例会終わる

江東区(仮称)シビックセンター新築工事請負契約などを可決

平成24年第4回区議会定例会が、11月28日から12月26日まで(会期29日間)開かれました。

今回の定例会では、「江東区(仮称)シビックセンター新築工事請負契約」など24議案について審議され、それぞれ原案どおり可決されました。

なお、議案の内容は次のとおりです。

○予算案件(1件) 「平成24年度江東区一般会計補正予算(第2号)」

○条例案件(11件) 「江東区江東きつぎクラブ条例の一部を改正する条例」など

○契約案件(7件) 「江東区(仮称)シビックセンター新築工事請負契約」など

☎(3647)3548

「外壁診断ロボット(ノイズ除去形)」

外壁診断装置の診断棒の先端に鉄球を取り付け、ビル等の外壁面を軽く滑らす動作(擦過方式)により、その擦過音を集音し、無線制御で解析、判定できるロボットの開発です。

「世界初!! 体幹トレーニングマシン」

骨盤を支点として腰を回転させ、骨盤の周辺筋肉にダイレクトに刺激を与えることで、体幹の強化や安定、腹圧を高めウエスト周りのスリム化や姿勢を整えることができるトレーニング装置の開発です。

「フェイスプレイトール国内自産システム」

マネキンなどのフェイスプレイトール製造において、金型材を複合材料に変更することで、機械成形用金型のローコスト化技術の実用化と自社一貫生産体制を構築する開発です。

「オープンソースのIT監視システムの拡張」

複数のオープンソースのITシステム監視ソフトウェアに対して、サーバー・ネットワーク監視ソフトウェアの機能を組み合わせたことで課題を解決し、千台規模以上の監視を可能にするシステムの開発です。

「次世代クラウド型システムプラットフォーム等」

WEBブラウザ上にデスクトップ環境を実現し、アプリケーションのオンライン開発、配布および稼働基盤を統合したプラットフォームの開発です。

☎(3647)2332 FAX(3647)8442

高齢者あんしん情報キットを配布中

緊急時にひとり暮らし等高齢者の医療情報などを救急隊へ提供

「高齢者あんしん情報キット」とは、救急医療などの際に適切で迅速な処置ができるように、専用の容器に持病や服薬等の医療情報や緊急連絡先等記入した情報用紙を入れ冷蔵庫へ。いざというとき安心です。

療情報や緊急連絡先等を記載した情報シートを入れて冷蔵庫に保管しておくものです。

区内20か所の在宅介護支援センターまたは高齢者支援課地域福祉係窓口で、申請にもとづき無料で配布しています。

☎(3647)9468 FAX(3647)9247



■専用容器に持病・服薬等の医療情報や緊急連絡先等記入した情報用紙を入れ冷蔵庫へ。いざというとき安心です。

区内在住で65歳以上のひとり暮らし等の方(費用無料)各在宅介護支援センターまたは高齢者支援課地域福祉係窓口で

☎(3647)9468 FAX(3647)9247

食品衛生監視指導計画(案)

食の安全・安心を確保するために

ご意見募集

平成25年度の食品衛生監視指導計画(案)を公表し、区民、事業者の皆さんのご意見をいただき最終決定しています。4月から実施予定の計画について、ご意見を募集します。

年間を通して即時に対応します。「食の安全・安心のための事業」区内で採取される魚介類の検査や乳幼児用食品を中心にアレルギー物質の検査を継続実施します。

区民対象の食品衛生セミナーを開催します。

「情報提供」食品衛生に関する情報を区報でお知らせし、定期的に食品衛生ニュースを発行します。

講習会を活用して的確な情報を提供します。食品衛生に関する情報や食中毒注意報等をホームページに掲載します。

この計画(案)の詳細は、保健所窓口およびホームページで閲覧できます。皆さんからのご意見は、最終決定の参考とさせていただきます。なお、いただいたご意見に対する個別回答は行いません。

「意見募集期限」3月4日(月) 必着

「意見・情報提供先」郵送・ファクスまたは区ホームページから〒135-0016 東陽2-1-1 保健所生活衛生課食の安全係へ ☎(3647)5812 FAX(3615)7171

平成25年度食品衛生監視指導計画(案) 要約

「目的」区民の健康を確保するために法に基づいた監視指導を実施して食生活の安全を確保します。

「監視指導」保育園、学校、社会福祉施設などの集団給食施設や弁当調理施設など重点監視施設を決めて立ち入り検査を実施します。特に全国的に多発しているノロウイルス・カンピロバクター食中毒防止対策を継続して強化します。

区内で製造される食品は常に適正な表示がされるよう、監視指導を強化します。

放射性物質の検査は継続して実施していきます。

夏期一斉事業として、広域流通する食品や区内で製造される食品を重点的に検査します。また、生食用食肉の規格基準が遵守されているか監視します。牛肉以外の生食肉の提供を中止するよう指導を強化します。

歳末一斉事業として、生かきの検査、ふぐ提供店舗や大規模飲食店等の監視指導をします。食中毒・食品の違反・苦情には、

在宅介護支援センター

施設名	所在地	電話
白河	白河3-4-3-201	3630-6593
海辺	海辺12-13	3645-6761
あそか園	住吉1-17-11	3635-0646
深川愛の園	冬木16-7	3641-1974
古石場	古石場2-14-1-101	3641-2801
東雲芳香苑	東雲2-2-29	3527-7263
枝川	枝川11-8-15-101	5634-0158
らん花園	塩浜2-7-2	5617-6213
江東ホーム	東陽2-1-2	5690-2800
東陽	東陽6-2-17	5606-3148
亀戸	亀戸4-21-13	5626-0671
さざんか	亀戸6-16-7	5627-2525
西大島	大島4-1-37	3636-9857
大島	大島6-14-4-103	3638-4512
コスモス	大島9-6-16	5836-5301
寿園	北砂2-1-16	3615-4860
南砂	南砂2-3-5-102	3615-1083
三井陽光苑	新砂3-3-37	5653-1735
北砂ホーム	北砂6-20-30	5606-1744
あじさい	東砂4-20-15	5857-8237

